

筆界未定

筆界未定とは

地籍調査事業において筆界（境界）は、関係する皆さんの立会いによって決定されますが、当事者間の意見の食い違いや土地所有者等の確認がないことにより、期間内に境界が決まらない場合は、この事業では『^{ひっかいみていち}筆界未定地』という処理をします。

『筆界未定地』として処理された土地について、法律による制約及び不利な点には次のようなことがあります。

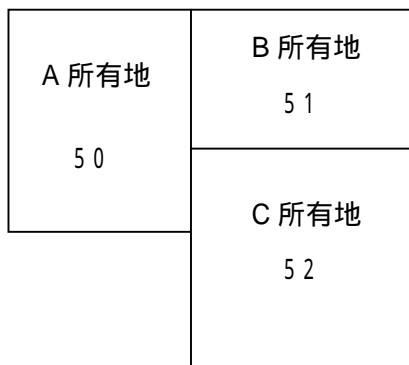
筆界未定地になった土地については、公図が閉鎖されずにそのまま残ります。

地籍調査後に筆界を確定する場合は、土地所有者同士で立会いをし、測量・登記等をすべて自費で行うこととなります。

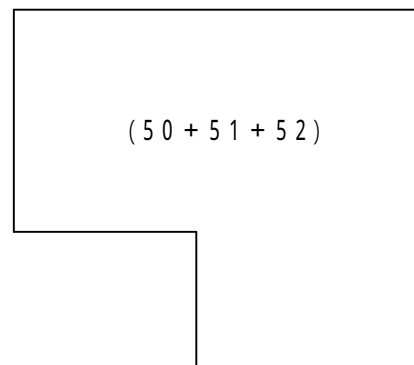
筆界未定地は、原則として筆界未定が解消しない限り、地目変更・地積更正・分筆・合筆の登記申請は受理されません。

《 筆界未定地の地籍図の処理 》

調査前（公図）



調査後（地籍図）



筆界線が入りません。